

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 白澤 勉

- 1 日時
令和6年12月23日（月曜日）
午後1時36分開会、午後2時44分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
白澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、
神崎浩之委員、高橋穩至委員、中平均委員、田中辰也委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
高橋担当書記、畑中担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、刈谷併任書記、
松本併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 商工労働観光部
岩渕企画理事兼商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、
小野寺経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、
小野ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
齋藤商工企画室企画課長、伊五澤産業経済交流課総括課長、
藤枝産業経済交流課地域産業課長、小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
菅原定住推進・雇用労働室労働課長
 - (2) 県土整備部
上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、
加藤副部長兼県土整備企画室長、菅原道路担当技監、小野寺まちづくり担当技監、
高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、
菊池県土整備企画室用地課長、久保田建設技術振興課総括課長、
田家建設技術振興課技術企画指導課長、小野寺道路建設課総括課長、
高瀬道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、君成田砂防災課総括課長、
佐々木下水環境課総括課長、伊藤港湾空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
0人
- 8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第1号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第7款 商工費

第2条第2表中

第5款 労働費

第7款 商工費

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第2条第2表中

第8款 土木費

第3条第3表中

変更中 3及び4

イ 議案第6号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

ウ 議案第7号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工観光労働部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、第2条第2表繰越明許費補正中、第5款労働費、第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商工企画室長 議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第9号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の7ページをごらん願います。当部関係の歳出補正予算は、5款労働費の19億4,000万円の増額、8ページに参りまして7款商工費の4億3,890万1,000円の増額の合わせまして23億7,890万1,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の 22 ページをごらん願います。5 款労働費、1 項労政費、4 目雇用促進費の説明欄、岩手県物価高騰対策賃上げ支援費は、賃上げの加速化のため、賃金を 1 時間当たり 60 円以上引き上げた中小企業者等に対して、従業員 1 人当たり 6 万円、最大 50 人分、1 事業者当たり最大 300 万円の支援金を支給しようとするものであります。

30 ページに飛びまして、7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費の運輸事業者運行支援緊急対策費は、トラック事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全で安定した運行の維持を支援するため、車両 1 台当たり 2 万 1,000 円を支給しようとするものであります。

2 目中小企業振興費の特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金は、特別高圧を使用している中小企業者等の電気料金高騰による負担を軽減するため、高圧電力使用者に対する国の支援と同様に、令和 6 年 8 月から 9 月の使用量に応じて 1 キロワットアワー当たり 2 円、同年 10 月及び令和 7 年 1 月から 2 月の使用量に応じて 1 キロワットアワー当たり 1.3 円、同年 3 月の使用量に応じて 1 キロワットアワー当たり 0.7 円の支援金を支給しようとするものであります。

31 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費のインバウンドプロモーション支援事業費補助は、インバウンドの誘客拡大を図るため、観光事業者等が海外で行う商談会等への出展等のプロモーションに係る支援に要する経費について補正しようとするものであります。

次の貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金は、貸し切りバス事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、旅客輸送の安全で安定した運行の維持を支援するため、車両 1 台当たり 3 万 4,000 円を支給しようとするものであります。

次の教育旅行受入施設支援緊急対策費は、宿泊施設に対して物価高騰等による価格転嫁が困難な教育旅行の受け入れに伴う負担を軽減するため、1 人泊当たり 1,000 円を支給しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その 1）の 10 ページをごらん願います。当部関係の繰越明許費は、5 款労働費の 19 億 4,000 万円、12 ページに飛びまして 7 款商工費の 4 億 1,646 万 1,000 円であり、年度内の事業完了が困難なため翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 岩手県物価高騰対策賃上げ支援費の関係ですが、前回の実績が 2,889 件で、今回の見込が 3,000 件ということになります。前回の目標件数に対して 2,889 件という実績はどうだったのかということと、約 2 万人の実績に対して対象人員数を 3 万人にするということでありませうけれども、3,000 件という見込数をどう考えているのか。1 社

当たりの対象の従業員数が上がったということもありますけれども、どのぐらい手が挙がってくるということで3,000件という見込みを出したのかお伺いしたいと思います。

○菅原労働課長 まず、1点目の目標に対してどうだったかというお話ですけれども、1回目の事業につきましては事業所数では2,000件、人数としては4万人だったのですが、事業所ベースでは2,000件を上回る実績があったので、そこはある程度見込みを上回り、多くの方に活用されていると思っています。ただ、人数につきましては、上限のこともあったのかもしれませんが、2万人だったと受けとめております。

あと、支給上限人数の3万人でありますけれども、基本的には1回目の事業を踏まえた上で今回の事業を構築し、先ほど本会議でも岩渕企画理事兼商工労働観光部長が御説明しましたとおり実績が2万人で、今回上限を変えたときに試算したところ、大体1.5倍ぐらいで3万人となっています。3,000件というお話も、基本的には事業所数はそんなに変わらないのではないかとこの考え方に基づいて設定しているところであります。

○神崎浩之委員 私もそう思っているのです。極端に件数がふえるかというのは実は心配なところであります。私が目標の件数とお話ししたのは、予算の組み立ての件数ではなくて、岩手県内に対象となる事業者数は、例えば8,000件だとか、何万社あるかわからないけれども、それに対して手を挙げたところがどのぐらいあるのかということです。例えば20人など、そのぐらいの県内の小規模事業者、この事業を使うであろう見込みの事業者に対して2,889件というのはどういう数字なのかお聞きしたいと思います。

○菅原労働課長 1回目の事業を組み立てたときに考えましたのは、岩手県内で1人以上の労働者を雇用する事業者が4万事業者あると見込んでいまして、そのときのデータで50円以上の賃上げをする事業所が大体5%ぐらいだろうと想定し、4万掛ける5%で2,000事業所という形で考えたものであります。1回目はそのような形で設定したのですが、初めての事業だったものですから、どのような動きになるかわからないということもありました。1回目をやってみて大体事業の規模が見えてきたところですから、実績をベースに今回は設定している形であります。

○神崎浩之委員 前回の組み立てはいいのですけれども、なぜ5%かというのもあるのです。通常だと、例えば商業、工業関係の対象施設が多いのですけれども、今回は農業協同組合などさまざまな団体に対象をすごく広げました。それはすごくいいことだと思ったのです。何を言いたいかというと、手を挙げない事業者はどうなのかということです。岩渕企画理事兼商工労働観光部長、我々はそういうところに手を差し伸べていかなければだめだと思っているのです。だから、言葉は悪いけれども、単純に前回もやりました、さらに要望があるから、県議会でも言われるから、国の補正予算がついたから、同じようなことを組みたがるのですが、私はこれも大切ですが、前回これに手を挙げなかった事業者はどういう方なのだ、どういう状況にあるのだ、何で手を挙げなかったのか。この事業は皆さんが胸を張ってやったと思うのですが、それにも手を挙げなかった。そして、今回人数が多くなりましたから、さらに5%以上対象が広がっています。対象はもっとふえ

と思うのだけれども、それでも3,000件という見込みなのです。見込みは見込みでいいのだけれども、問題なのは、ただ単に同じことをやるのではなくて、前回手を挙げなかったところはということなのか。それから、昨年度の賃上げ、今回の賃上げ、先ほど話題になりましたけれども、社会保険料の負担、それから物価高騰、県内の経済が大変な中で、これに手を挙げないような事業者に対して皆さん方はどのように手を差し伸べようとして、その結果これだけというか、これになったのか。このあたりの、この裏に隠された部分の議論や支援策などをお聞きしたいと思います。岩渕企画理事兼商工労働観光部長、いかがでしょうか。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 申請しなかった方の申請しなかった理由を聞いていくというのは、非常に難しいことでもあります。我々としては、広く、多くの事業者を活用いただくために、広報ももちろんしているのですけれども、商工団体やさまざまな団体等を通じて周知してもらうことが一番基本的なやり方です。

それから、4万事業者のうちの5%を積算していく上での考え方ですけれども、今回時給60円で、1人当たり年間12万円の賃上げです。この対象になっているのは、一定規模の会社の給与体系を持っているところ以外がほとんどだと思っています。すなわち時給で雇用しているところ、具体的に言えば、昨年度の申請などを見れば、コンビニエンスストアの従業員などが対象になっていきますので、物すごく事業者がふえるということではないだろうと私たちは考えております。そういう時給体系で雇っている事業者ですので、件数はもう少し限られてくると思うのですが、それが今回二千八百幾らの実績で、あと残りどれくらいあるのかというあたりは少しつかみにくいので、その辺は引き続き商工団体等と連携してやっていくしかないのですが、広く使われるようにしていきたいと思いますが、使わないところが圧倒的に多いという状況ではないとは受けとめております。

○神崎浩之委員 今の岩渕企画理事兼商工労働観光部長の答弁は残念だと思います。手を挙げないところに話を聞けないというのは、おかしいのではないですか。だから、こんな簡単なお金をばらまくだけの施策に終わっているのではないですか。私は前から言っているのだけれども、県庁の企画する部分でどんどん現場の人の話を聞かないと、現場に合った施策はできないのではないですか。いつも商工団体から聞く、市町村から聞くなど、現場の1件1件で、本当に汗をかいて、涙を流して、自分の資産を抵当に入れて、この冬を越せるか、資金繰りは大丈夫か、ボーナスを払えるかと苦しんでいる人たちの生の声を聞いてはだめなのですか。どうなのですか。だから、こういう現場に合わないような、単純にまたその分60円といった施策で終わっていると思うのですけれども、岩渕企画理事兼商工労働観光部長、いかがですか、現場の声を聞かないのですか、聞いてはだめなのですか。全部に聞けないわけではないです。今まででもそういう現場の1件1件など現場の声を聞くようなことは、県はやってこなかったのですか。保健だって、福祉だって、農業だって、ほかの部門は聞いていると私は思います。商工労働観光部は、そういう仕事の仕

方をずっとやってきたのですか。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 私の言い方に誤解があったのか、なかったのかあれですが、我々は昔から商工業者は広いので……

○神崎浩之委員 広いですよ、わかっています。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 現場の声を聞くというときに、企業を1社1社訪問するにいたしましても、どこにどの企業があるかという台帳のような、住民票のような管理をしていませんので、どうしてもそこは限られてくる部分はあるのだらうと思います。我々がいろいろな事業をやるときにも、私たちは一回活用いただいた企業に使いにくい点などを聞きながら改善して、その改善をすることによって使っていない企業も使えるようになっていくという考え方が基本的にはベースだと思っております。言い過ぎた言い方をすれば、福祉分野で全部の人の声を直接保健福祉部……

○神崎浩之委員 誰も全部の声なんて聞いていない。言ったでしょう。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 聞いているということです。我々も同じような形で聞いていると思います。そこは誤解のないように私も受けとめてほしいのですが、聞いていないとは全く言っていないのであって、その聞き方の一番効率的なものがやはりつながりのある団体、市町村を通じて聞いていくということがベースだというのは、福祉部門などと同じで、広く聞くということは同じだと思います。

○神崎浩之委員 そんなことはわかっています。

○白澤勉委員長 神崎浩之委員に申し上げます。委員長の許可をいただいてから発言をお願いします。

○神崎浩之委員 そんなことは重々承知です。全部なんて言われたいですよね。だから、現場の声を聞いていないわけではないのでしょうか。第1弾をやって第2弾です。その間に、具体的に現場の話は何件かでも聞いたのですか。全部商工団体などからの話で今回は組み立てたのですか。もう一回お願いします。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 同じような答弁になりますけれども、今回事業を実施して、利用した方々の声は当然聞こえてきます。そこで、こういうところを改善してほしいのだという声は聞こえてきます。利用しなかった方々に聞いていく、利用しない方々がどこにいるのかを把握するのが難しいということを最初も答弁申し上げました。福祉の世界で声を出せない人の声を聞きにくいということと同じだと思っています。怒るかもしれません。そういうことと同じように考えております。やはりそういう聞ける範囲のものを聞いて、改善していくことが我々の基本だと考えております。

○神崎浩之委員 では、例えば商工団体に手を挙げない人に対する対策を打たなければしょうがないでしょう。5%などと言っているのだから、手を挙げない人、本当に困っている人の声をどうやって聞くかということが県の施策に反映させてほしいところです。手を挙げたところばかりの対策ではだめです。私は、手を挙げないところに手を差し伸べるのが我々の役割だと思っています。ぜひよろしくをお願いします。

それから、先ほど今後のスケジュールについてなかなか答えられないということだったのですが、前回言いましたけれども、申請してから支援金の精算まで時間がかかると言われていました。その話は、先ほどの答弁でも言っていたけれども、今後のスケジュールについてなぜ具体的に示せないのか教えてほしいです。

あとは、例えば前回であれば申請から支援金の精算まで最高で何カ月かかった、早い人はどれぐらいだったのか、平均どのぐらいだったのか。前回の反省を踏まえて、今回また事業を組み立てた中で、やはり私に一番届いているのは申請してから時間がかかったということであります。それについていかがですか。

○菅原労働課長 まず、スケジュールの話であります。例えば公募にするならばコンペをしなければいけませんし、今後募集開始までに組まなければいけない契約関係の手続があります。そのスケジュール感は検討中でありますので、何月何日とはまだお示しできない段階ですが、今回は県議会 12 月定例会で議決して、2月5日にスタートでしたので、そこをモデルにしながら、なるべく早く始められるように努力しているところであります。

あと、申請から支払いの時間であります。手元に明確な資料がないので大体となりますけれども、確かに長いものでは数カ月かかったのは実情であります。申請が一番多く、集中した春先ぐらいまで、私たちも事務がうまく回らない部分もあり、数カ月かかったというのは確かに実例としてあります。ただ、その山もだんだん越えて、夏から秋にかけては、書類の不備等がなければ、チラシで示していた4週間から5週間で支払っていたと認識しております。

○神崎浩之委員 前回精算まで時間がかかったのは、こちら側のせいではなくて、各事業者側のさまざまな勤務表や賃金台帳など、おのおのの会社が準備しておくべき資料が整っていないということで、それらの不備で時間がかかったというのは理解しているのです。委託するかどうかはこれから決まるとは思いますが、いずれ県でこういうことをやりますと1週間前に新聞報道で出ており、企業の方はやはり期待しております。

また、議決すれば、恐らくきょうもそういう話題が出ると思います。精算はいいですが、いつごろぐらいに申請を始めますといったこともまだ言えないのでしょうか。こういう事業をやりますということや、いつごろなど、そういうのも言えないのか。

○菅原労働課長 今スケジュールを組んでいるところであり、去年も1月ぐらいには何月何日募集開始と告知できましたので、そこを目指して今努力しておりますので、何とぞ御理解いただければと思います。

○中平均委員 今の神崎浩之委員の質疑に関連するのですけれども、私も事業をいつからやるかというところだと思うのです。商工労働観光部の事業だけではなく、今回の補正予算は大体は繰越明許をかけてくる中で、神崎浩之委員から岩手県物価高騰対策賃上げ支援費のスケジュールリングと出ました。神崎浩之委員質疑の事業はやはり企業数が多いというところもあると思うのですけれども、商工労働観光部で持っている岩手県物価高騰対策

賃上げ支援費、運輸事業者運行支援緊急対策費、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金、教育旅行受入施設支援緊急対策費など商工費の繰越明許は、基本的にはある程度既に数字は押さえているところでもあると思うのです。きょう補正予算案を出して、年内に通って、政策上やはり年度内に何とか手をつけて動いていきたいというのが当然執行部側の意思だとは思いますが。そういった点を踏まえて、繰越明許は保険として当然かけなければならないのは私も理解できますが、前年度も実施しているのですから、その点を踏まえて、どういう形でスケジューリングして進めるのか、改めて教えてください。

○橋場副部長兼商工企画室長 今回、商工費に五つの事業を提案しており、このうち4事業に関しましては繰越明許で出しております。貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金のみは今年度内に終了することで進めようと考えております。

中平均委員からお話のありましたとおり、いずれもこれまでの補正予算で取り組んできた実績がありますので、おおむねそういったスケジュールを参考にしていくところですが、繰り越しについては申請の期限が3月末まで、あるいは年度を越えて可としている部分があるものですから、その支払い等の精算まで含めた時期を見越して繰り越しとしているものでありますので、いずれ現下の経済情勢を見て早急に対応できるように我々としては準備を進めてまいります。

○中平均委員 今おっしゃったとおり、進めていくためにわざわざ臨時議会を開いてということで、そうでなければ、恐らく年が明けた1月の臨時議会でも、何なら予算議会である県議会2月定例会の招集日に上程でもよかったのです。そう考えれば、やはり先ほどの岩手県物価高騰対策賃上げ支援費についても、事務局を見つけて実施していく関係もあるのでしょうかけれども、今予算を通さないとということで、あえてこの12月23日に議会を開いているのですから、その中でわからない、言えないという答弁も先ほど出て、頑張りますはわかるのです。ほかの事業も締め切りが各団体によって決まっている中で、貸し切りバスは全県で10業者くらいでもう押さえてすぐ出していける業種もあれば、年度末までいかなければわからないという業種もあるのは重々承知していますけれども、あえてきょう臨時議会を開いているのですから、きちんと去年と同様に進めていきたいとスケジューリングするなど、そこを含めて説明していただくと私どもも非常に理解しやすいですし、進めていきやすいと思うのですが、どうでしょうか。

○橋場副部長兼商工企画室長 中平均委員御指摘のとおりでありまして、本日臨時議会の冒頭で知事から御説明申し上げましたとおり、この時期に開いて緊急に予算、各事業を措置することで現在の経済情勢に対応していきたいというのは、全くそのとおりであります。ただ、さまざまな事務を進める中で、先ほど岩手県物価高騰対策賃上げ支援費なども議論になりましたが、直営でできるもの、できないものがあり、外部に委託する場合にそれを受けられる事業者の選定などに一定の時間がかかってまいります。そういった手続もありますことから、具体的に何月何日とは必ずしもここでは申し上げられないのですが、速やかに手続を進めていくのはそのとおりでありますので、予算について御賛成いただき

ますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**工藤剛委員** 私からも岩手県物価高騰対策賃上げ支援費について、確認ということで2点ほどお伺ひします。前回この事業を利用した事業者は対象外なのかどうかということと、もう一つは1時間当たり60円の賃上げということですが、この60円というのは最低賃金をベースとした60円なのか、それとも現在事業者が払っている金額からさらに60円アップということなのか。最低賃金より既に20円、30円など高く払っている業者も多いと思うのですが、その点についてお願ひします。

○**菅原労働課長** まず、1点目であります。1回目の事業を利用した事業者は、今回の事業は利用できないのかという理解だったのですけれども、それは可能であります。

あと、2点目の1時間60円当たりの比較の時給の基準といったお話と思うのですが、今回は賃上げ月の前月の時給と賃上げた月の時給を比較して60円上がっていれば対象というのが基本であります。

○**工藤剛委員** 前回なぜ使わなかったのかという意味で、神崎浩之委員の質問にも関連するかと思うのですけれども、去年、最低賃金が岩手県が最低だった年に、県議会でもさんざん議論され、そのとき当局から、岩手県は最低賃金は全国で最低だけれども、既に最低賃金以上に払っている業者が多いという答弁があったと思います。実際最低賃金よりも20円、30円など多めに払っている業者は、前月の賃金を基準にして、そこから60円アップ、前回であれば50円アップということであれば、50円だったときは結果的に400円の20日で月8,000円です。8,000円上げるのは少しきついけれども、4,000円ぐらいだったら従業員に少しでも給料をあげたいから上げるという業者、それこそ中小というより零細企業などはそのような感じなのですけれども、それだと今回の県の支援の対象にならないので申請ができなかったという話は私の周りでは結構聞いております。だから、今言ったように、最低賃金から60円ということであれば、それはもう決まっていることで必ず上げなければならないことですから、いいも悪いもなしに上げられるのでしょうけれども、そもそも最低賃金より20円でも、30円でも多く払っていて、例えばプラス30円ぐらいなら検討はできたけれども、そこから60円上げるのはとてもではないがきついところでは、結果対象から外れてしまうのです。今まで最低賃金しか払っていなかった業者が60円アップして、今まで30円多く払っていて30円足すだけで実質同じぐらいにはなるのだけれども、前月から60円アップという基準からいくと対象から外れてしまっただけで使えないという業者が私の周りには割と多かったのですが、先ほどの神崎浩之委員の質疑ではないのですけれども、そういう業者こそ救うべきではないかと思いますが、そういう人たちも対象になるような考え方は一切ないのですか。

○**菅原労働課長** 一気に60円上げるのがなかなかできないということがあります。前回も、事業期間内であれば段階的に上げて最終的に50円に達すれば認める運用はしていたので、これから1年間の事業期間内、例えば10月に30円しか上げられなかったけれども、その後また30円上げて、合計60円に達したということであれば、60円に達した

時点で支援の対象にするという運用はしているところではありますが、工藤剛委員御指摘のようなところでもあります、現状では対象外という形になるところでもあります。

○**工藤剛委員** 机上で考えればそのとおりなのでしょうけれども、時給であれ、月給であれ、実際事業者が従業員に給料を払う時点、例えば4月基準であれば4月に、今回現状維持です、4,000円上げますなどといった話を従業員と決めるのです。最初は2,000円しか上げられないけれども、事業をやってみて少し景気がよくなってきて上げられそうだったらまた上げますといった賃金の取り決めは、事業者と従業員の間であまりないのが現状かと私は思うのですが、最終的に1年後に60円アップしていればいいなどというのは全く現実的ではない話だと思うのです。先ほど岩渕企画理事兼商工労働観光部長が言われていましたが、例えばコンビニエンスストアで働いているアルバイトの人など事業形態によってもまちまちだというのはわかりますけれども、多くの業者は大体従業員との給料の取り決めは、1年間のうちそう何回も変えていくものではなく、もし事業が景気がよくなってきてということであれば、基本給ではなく、ボーナスに反映させる形態のほうが普通ではないかと考えるので、今の答弁は私の理解の中では現実とは合っていないのではないかと思います。先ほど言ったように、前月を基準にするというところがどうしてもそこではなければだめなのかと言いたいのですけれども、既に最低賃金よりも20円、30円など多く払っているところは、プラス30円、40円払うと、今まで最低賃金で払っていて60円上げた業者と同じ基準になります。そのくらいだったら払えるというところは出てきて、そういう業者が、前回は申し込めなかったけれども今回申し込むケースが出てくるのではないかと思います。そういう支援の仕方は考えられないもの、だめなのですか。

○**岩渕企画理事兼商工労働観光部長** 工藤剛委員がおっしゃいますとおり、多くの中小事業者が厳しい経営環境に置かれておりまして、そういう考え方としても最低賃金とほぼ同じ60円の賃上げをしなくても、前も上げているのだから少し上げた事業者もいいのではないかなど、我々も対象を幅広くして支援していきたいと考えております。

ただ一方で、本会議でも答弁しましたけれども、岩手労働局の地方最低賃金審議会の資料で、引き上げ前の最低賃金で働いている労働者が少なくとも1万1,000人おります。1円刻みでどんどんふえていきますので、20円上げてもいい、30円上げてもいいとやっていきますと、逆に今度は物すごい数になり、財源との関係が出てきます。今回最低賃金の国の目安額が50円、岩手県はそれに9円プラスで59円となりましたので、そこはきちんとフォローしていかなければいけないと、60円上げるということをベースに考えました。最低賃金の改定前に、引き上げ前の最低賃金で働いている労働者がいる事業者は絶対上げなければいけませんので、そういうところは基本的に全部拾いたいと事業設計、予算の枠組みをしました。多くの中小企業は防衛的賃上げをしていますので、工藤剛委員がおっしゃる形をやれば、頑張っ、可能な限り20円上げた、30円上げたというところも支援していけるのですけれども、やはり財源の関係がありましたので、最低賃金の引き上げを目途に今回対象額を決めたところでもあります。

○**工藤剛委員** では、だったらうちも初めから最低賃金ぎりぎりですら払っていただければよかったと言われたときに、私は何と答えればいいのか教えてください。

○**岩淵企画理事兼商工労働観光部長** 本当に皆さんを救いたいという思いは同じなのですけれども、工藤剛委員がおっしゃった昨年の答弁に戻っていくところもあるのですが、多くの事業者が賃金を上げなければ人材を確保できないといった状況で事前にどんどん上げてきております。先ほど神崎浩之委員の質問にも答弁しましたが、一定規模の従業員を確保している事業者は、大体ベースアップしても若い職員でも12万円上がりませんので、対象にならないのですが、そういう事業者に対しましては、中小企業者等賃上げ環境整備支援事業補助金など企業の生産性向上に取り組む支援など、さまざまな補完支援をやっていきますので、そういうものを総合的に活用していただくことだと思います。岩手県物価高騰対策賃上げ支援費一つだけで、最低賃金で支払っていただければよかったということに対しては、そういうほかの支援もありますという説明を我々もしていきたいと思えます。

○**郷右近浩委員** この補正予算については、私自身は何でもいいからとにかくもっと県下に金を落とすというので、その意味ではまず賛成以外の道はないのですが、当初、本会議場で知事から、先ほども岩淵企画理事兼商工労働観光部長からもお話がありましたけれども、早期の予算措置が必要なためといった形ですら出した割には、なかなか全てが早期にこれを回していくといったお金になっていないのは、先ほどの中平均委員の質疑の中でもあり、私は同じような思いで拝聴させていただいておりました。

その中で、貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金については、これは1台当たりなのですぐ交付金を出せると思うのですが、教育旅行受入施設支援緊急対策費は、1人泊めなければ金額になっていかないということで、もちろん繰越明許費になっていすけれども、そもそも教育旅行は冬場は県内に結構来るのでしょうか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 教育旅行受入施設支援緊急対策費ですけれども、基本的には令和6年10月1日の宿泊から令和7年9月30日までの宿泊施設分ということで、本県においては4月から6月が教育旅行が一番多い時期であり、令和6年10月以降の部分もあるので、あわせてという形で考えております。

○**郷右近浩委員** 10月以降というのは、遡及する形でよろしいのですか。

○**高橋観光・プロモーション室長** 遡及して、10月以降ということで考えております。

○**郷右近浩委員** せっかくこのような形で臨時議会を開いたのですから、なるべく早くしっかりとお金が回る形をとっていただきたいと思うのであります。まさに先ほど来いろいろ議論がありましたけれども、それこそ岩手県物価高騰対策賃上げ支援費についてもなるべく早く周知、そしてしっかりとお金が回り、そして本来であれば年末資金など不安な部分を何としてもカバーしていただきたいと思うのですが、それについても少しでも未来が見えるような執行をしていただければと思います。

○**白澤勉委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第2条第2表繰越明許費補正中、第8款土木費、第3条第3表債務負担行為補正中、変更中3及び4、議案第6号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第7号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上3件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第9号）中、県土整備部関係の予算について説明いたします。

議案（その1）、8ページをごらん願います。当部関係の補正予算は、国の補正予算に対応し、防災・減災、国土強靱化の取り組みについて早期の事業効果発現を図ろうとするものであり、表中の中ほど、8款土木費について196億1,593万6,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明いたします。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容の説明となりますことを御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の32ページをごらんください。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費の道路環境改善事業費は、道路防災対策や橋梁の長寿命化対策等に要する経費について、続いて3目道路橋りょう新設改良費のうち、説明欄1行目の地域連携道路整備事業費は、緊急輸送道路や物流の基盤となる道路等の整備に要する経費について、それぞれ増額しようとするものであります。

34ページに参りまして、3項河川海岸費、2目河川改良費のうち、説明欄1行目の基幹河川改修事業費は、大規模な河川改修等に要する経費について、説明欄2行目の総合流

域防災事業費は、河川改修の実施と防災情報の充実強化のための情報基盤の整備等に要する経費について、それぞれ増額しようとするものです。

続いて、34 ページ、一番下の3目砂防費のうち、説明欄の砂防事業費は、砂防堰堤等の整備に要する経費について、35 ページに参りまして、説明欄4行目の総合流域防災事業費は、土砂災害警戒区域等の指定のための調査や急傾斜地崩壊防止施設の修繕等に要する経費について、それぞれ増額しようとするものであります。

続いて、6目河川総合開発費のうち、説明欄1行目の堰堤改良事業費は、ダム設備の改良等に要する経費について増額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。恐れ入ります。議案（その1）にお戻りいただきまして、議案（その1）の9ページをごらん願います。第2表繰越明許費補正のうち当部関係の事業は、12 ページに参りまして、8款土木費、2項道路橋りょう費中、道路橋りょう事務から13ページの5項都市計画費中、14ページ一番上の都市計画道路整備事業までの23事業、183億5,693万6,000円であります。これらは、国の補正予算への対応であり、翌年度に繰越しして執行するため、今回の補正予算において繰越明許費を定めようとするものであります。

次に、債務負担行為について説明いたします。15ページをごらんください。第3表債務負担行為補正のうち、3、砂防事業と4、急傾斜地崩壊対策事業の2件が当部関係であり、令和6年度から翌年度以降にわたって施工される工事について、事業費等の変更に伴い、債務負担行為を変更しようとするものであります。

次に、負担議案2件について説明いたします。28ページをごらんください。議案第6号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは急傾斜地崩壊対策事業及び都市計画道路整備事業それぞれについて、経費の額の変更に伴い、受益市——こちらは議案上、同上となっておりますが、盛岡市であります。受益市、町の負担金の額を変更しようとするものであります。

続いて、30ページをごらん願います。議案第7号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは急傾斜地崩壊対策事業及び総合流域防災事業（急傾斜地）の経費の一部について受益市に負担させようとするものであります。

説明は以上であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 補正予算案の細かい内容についてはではないのですが、補正予算案の組み立て方はどのようにしていくのか。いずれいろいろな選挙があつて、国でも補正予算を早期にやるといふ話が出ます。そうした場合に、県土整備部としては、国から補正予算がつきそうだということで、今回200億円が来るといったときに、この予算をどのように振り分けていくのかということ。国の補正予算がつきそうだという場合、いつごろから

振り分けをしていくのか。当初予算ではないので国は箇所づけはしていないと思うのですが、そうした場合には県の裁量で振り分けていくと思うのです。ほとんど継続の事業に持っていったり、新設もあるということで、もちろんほとんど令和7年度の実施になると思うのですが、このあたりの流れについて少しお聞きしたいと思います。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 補正予算の組み方についてであります。本県は財政上厳しい状況でありまして、まずは国費の最大限の活用を国庫補助事業においては考えているところであります。その考え方としまして、前年度の補正予算プラス当初予算の実行予算ベースで事業費を確保していくことを考えておりまして、当初予算の編成過程の中で、夏ごろから検討を始めていくのですが、その中で前年度の補正予算と次の当初予算をあわせて考えているといった流れであります。

今回まさに国の補正予算があり、実行予算ベースでの事業費確保ということで、国の補正予算のスケジュールに乗る形で補正予算案を提案しているところであります。国費を最大限活用ということになりますので、箇所についてもある程度国と連動していく形であります。

○神崎浩之委員 先ほども言ったのだけれども、令和6年度の補正予算ですが、ほとんどが令和7年度の実施です。そうした場合に、令和8年度に延びるような事業は事故繰越になるから組み立てないということでもいいのかどうかと、そうなってくるとある程度の事業費になると、新規などでもある程度令和7年度に供用開始しなければならないということだと思っております。それで、この令和6年度の補正予算でついた事業を令和7年度に繰り越していくというのは、国との協議の中でどこまで裏づけを取っているのかお聞きしたいと思うのです。実はほかの部で相談を受けていて、令和6年度事業で採択されているのだけれども、後から国から令和5年度繰越分と来て、令和7年度に繰り越すから慌てふためいているのです。令和6年度の補正予算でつくのだけれども令和7年度実施といったことについて、国にどうやって担保をとっているのか、お聞きしたいと思います。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 神崎浩之委員御指摘のとおり、補正予算であり、早期効果発現が中心になっておりますので、令和6年度補正予算で措置して、令和7年度に執行という形になります。その内容につきましては、ある程度国ともやり取りしているところでありますので、今ありました突然追加などといったことはなく、基本的には内示を受けて、それから整理して、工事発注という形になりますので、そこにそごが生じることはないと思っております。

○神崎浩之委員 そうなのだけれども、令和6年度補正予算をいただきました、令和7年度に執行しますということは書面などには残さないでしょう。国も余った予算をかき集めて何でもかんでもやればいだろうといった感覚で来られると、万が一、例えば令和8年度に1カ月でも延びるようなことがあれば事故繰越になるから、そのときに何年度の補正予算でついたものかが大きくかかわってきます。結果的に国と協議はするけれども、もちろん今ごろつく予算だから繰り越して当然といったことなのですが、その辺についてき

ちんと書面で残すのではないということによろしいのでしょうか。

○高橋企画課長 今回の国の経済対策補正につきましては、国でも 15 カ月予算と言っておりまして、基本的には繰り越して使うことを前提として予算を組まれているものであります。手続的にも国への補助金申請と同時併行で繰り越しの処理手続も進めていることが前提とされた形で予算配分を受けておりますので、そういったところが今後に向けての書き物といいますか、証拠になっていくものと承知しております。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。